

# 一般社団法人福井県タクシー協会定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人福井県タクシー協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、事務所を福井県福井市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、一般乗用旅客自動車運送事業の公共性に鑑み、当該事業に関する調査及び研究等を行い、経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対する利便の向上促進することによって、これら事業の健全な発展を図り、もって社会公共の福祉増進に努めることを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るための調査及び研究並びに指導
- (2) 一般乗客に対する利便の向上及び広報活動の推進並びに従業員の資質向上のための教育指導
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する情報収集及び提供
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する意見の公表又は関係行政庁への請願並びに陳情
- (5) 交通安全思想の普及並びに事故防止対策の推進
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 福井県内において、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人及び個人又はその事業を営む者が組織する団体
  - (2) 特別会員 運送事業に関して、学識経験を有する者で総会において推薦された者
  - (3) 賛助会員 当法人の事業を理解し、これを賛助するために入会した個人又は団体
- (入会)

第 7 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。その承認があったときに正会

員又は賛助会員となる。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費の納入等)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、又は会員である法人又はその事業を営む者が組織する団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員が同意した時

(退会)

第10条

正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき。

(2) 本協会の定款又は規則に違反する行為があったとき。

(3) 本協会の総会の決議を無視する行為があったとき。

(権利の喪失))

第12条 退会又は除名により資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費その他本協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

### 第3章 役員等

(役員)

第13条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 17名以上 20名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む。)

(5) 監事 2名以内

2 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、その業務執行に係る職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本協会の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる

(役員報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第19条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問の中から、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 総会

(構成)

第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか本協会の一般法人法に規定する事項を決議する。

(種別及び開催)

第22条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数等)

第25条 正会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

- 2 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合は、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、これに署名、又は記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。

(3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職。

2 前項第3号の議決事項は、次の総会において報告しなければならない。

(種別及び開催)

第30条 本協会の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から又は監事から会議の目的である審議事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い副会長が招集する。

3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求が合った日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

3 専門委員会の委員は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会において3分の2以上の決議を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の業務報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本協会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第10章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項の規程による設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は鎌田貞男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。